

大阪府庁POS 手数料¥3,900-



覚醒剤研究者指定申請

覚醒剤研究者指定申請書

覚醒剤取締法第4条第2項の規定により覚醒剤研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

大阪府知事 殿

研究所の所在地 及び名称	(TEL :)
覚醒剤を必要とする 研究事項	
参 考 事 項	月平均覚醒剤使用予想量・・・品名、数量

1. 留意事項

- (1) 覚醒剤の指定を受けられる者は、医学、薬学、化学、応用化学その他学術研究又は試験検査の業務に従事する者であって、覚醒剤の使用が特に必要と認められる者に限る。
- (2) 参考事項欄には、月平均覚醒剤使用予想量その他参考事項を記載すること。

2. 添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究計画書
- (3) 研究室内詳細図(保管場所を明示)
- (4) 研究室のある建物の平面図
- (5) 付近の見取図
- (6) 保管場所の写真(施錠、固定が確認できるもの)

3. 提出部数

生活衛生室薬務課管内	1部
保健所管内	1部